

特別警報等による臨時休館の取扱いについて

三重県北部又は中部区域のいずれかの市町（※1）に、**特別警報（※2）**、**暴風警報**、**暴風雪警報**、**伊勢湾に大津波警報**、**津波警報**のいずれかが発令されたとき、附属図書館では以下のように臨時休館または開館します。ただし、警報解除により開館することになっていても被害状況等により開館できないこともあります。

平日				
警報発令状況	時間帯	午前中(8:45-13:00)	午後(13:00-17:00)	延長開館（授業期間中の17:00以降）
開館中に警報が発令されたとき (ただし、警報が解除された場合は以下による)	発令確認時点で臨時休館とする			
発令中の警報が6:00までに解除されないとき、 6:00以降開館時刻までに新たに警報が発令されたとき	臨時休館	臨時休館 (10:00までに解除された場合、 午後開館)	臨時休館 (13:00までに解除された場合、 17:00以降開館)	

休日（土、日、祝祭日）			
警報発令状況	時間帯	開館時間前半 (11:00-15:00)	開館時間後半 (15:00-18:30)
開館中に警報が発令されたとき (ただし、警報が解除された場合は以下による)	発令確認時点で臨時休館とする		
発令中の警報が6:00までに解除されないとき、または 6:00以降開館時刻までに新たに警報が発令されたとき	臨時休館	臨時休館 (11:00までに解除された場合、 後半は開館)	

（※1）「いずれかの市町」とは以下に示す市町

三重県北部区域：四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町

三重県中部区域：津市、松阪市、多気町、明和町

（※2）特別警報とは以下に示すもの

大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪の各特別警報